

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(4-12)

2. 日時

令和3年4月16日(金) 13時40分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、田邊専門職、吉村技術
参与

原子力規制部 専門検査部門

早川上席専門検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他12名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第4次設工認(3回目補正) コメント対応、4回
目補正への対応整理表(R3/4/16)

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それではただいまより、原子燃料工業株式会社熊取事業所との面談を開始いたします。今回の面談は、令和2年8月27日付で申請があり、令和3年4月6日付で補正のあった。
0:00:19	第4次設工認申請についてでございます。
0:00:22	それではですね、規制庁側から今回ですね4月6日の補正の内容及び4月1日の面談の内容を踏まえて、確認事項ある方ございましたら、御説明をお願いいたします。
0:00:41	規制庁ハヤカワですけれども私のほうから2点ほど確認したい事項がございます。まず1点目ですけれども、
0:00:51	避雷針に関する検査の内容でございます。ページでいきますと、362ページ。
0:01:01	表第ハ-3票になります。この中で避雷針に関する接地抵抗の測定の話が書かれてまして、JISを引用しております。この時数が今1992年版になってますけれども、
0:01:20	最新版確認したところ、2003年版が出てるとということで、2003年版にしなくていいのかどうか確認と、あと検査の項目で、ここが作動になっているということで、
0:01:36	作動をというよりももう特性というか性能というかそういう形でできたら見直しを掛けるほうがよろしいかと思えます。まず第1点目。
0:01:48	の確認事項でございます。
0:01:57	続けて第二つ目の確認事項行かせていただきます。放射線管理施設になんですけれども、その中のモニタリングポストに関する確認事項でございます。
0:02:11	モニタリングポストの仕様を見ますと、測定範囲というレンジが書かれてると、あと、
0:02:21	放射線管理施設の中で表示する計測し表示するというのが仕様表に記載されてます。
0:02:31	この記載された内容に対する検査の内容が書かれてないということで検査の内容に関しては、
0:02:41	672ページにシステムの作動ということで書かれてるんですけれども、これを読む限りだと警報に関する作動の確認はありますけれども、今
0:02:56	資料に載ってる測定範囲とあと表示すること、それに関わる検査の方法が書かれてないので、その確認をよろしく願いいたします。私の方から以上2点でございます。
0:03:19	原燃工熊取でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。

0:03:37	はい、原子燃料工業のイノウエでございます。1点目の避雷針の件でございますけれど、申請者の1052ページにですね。避雷針のことについて記述しております。
0:03:52	国土交通省の告示655というのがありまして、避雷針は先ほど言われました2003年版もしくは99年版に適合する避雷針応接業務使う設備を有する設置するとは思ってもらえると。
0:04:09	状況でございますんで、第2加工棟に設置しております、避雷針がですね、
0:04:16	1981年版JISの1088年版に適合する避雷品でございます。
0:04:22	そのあと1981年版から1992年版にJISが改訂されてるんですけど。
0:04:33	その改定が内容的な変更ではなくて、国際単位系のSI単位系や形式的な変更が改正が終わったものであるということですので、
0:04:46	第2加工棟の避雷針につきましては、100981年に適合してるということから、99年前にも適合する避雷設備たというふうに
0:04:58	判断しております。
0:05:00	検査の判定基準ですけど、99年版というものに適合する適用していることを確認するということで記述しております。以上でございます。
0:05:18	規制庁ハヤカワですけども、今の説明であれば、
0:05:23	2003年版を適用しても判定基準は問題ないんじゃないですかその整理だけです。
0:05:35	原子燃料工業の井上でございます。2003年版の避雷針と1992年版の技術では構造自体がちょっと組み合わせられておりまして、2003年版
0:05:52	のものにするためには2003年版の構造にしないとその値が出ないと思われまますので、99年版でということで考えております。
0:06:03	規制庁ハヤカワですけども、了解しました。あと作動の名称の件はどうかね。
0:06:13	避雷針が機能するということで作動というふうに考えておりまして、作動のままで行きたいと思っております。
0:06:23	規制庁ハヤカワですけども、了解しました。後で書面で回答いただければそれで結構です。
0:06:31	以上です。
0:06:33	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。
0:06:38	原子燃料工業の鹿目でございます。
0:06:42	2点目で。
0:06:44	いただきましたモニタリングポストの計測の表示の検査につきまして、ちょっとお答え整理したものを、後日書面にて、回答させていただきたいと思っております。

0:06:59	以上です。規制庁ハヤカワですけれども、了解しました。よろしくお願いいたします。
0:07:05	よろしくお願いいたします。はい、原子力規制庁ナガイです。ちょっと今日は順序を入れ替えて検査から始めましたけれども、
0:07:15	本日の面談資料なんですけれども、これはタイトルが熊取事業所の第4次設工認で括弧して3回目補正のコメント対応等、それから、点ですね。
0:07:31	4回目補正の対応整理表ということで、番号だとH-21012-1という。
0:07:41	ことで、これまでの3月18日のコメントを以降ですねへの回答とあわせて4月の26日付のですね、補正申請の第4回補正の
0:07:58	対応をのですね補正箇所、それから水平展開について、記載された資料になりますんで、こちらについては特にですね全般通して何か
0:08:17	事業者の方から特にこういうところを変えているとかってというのがあれば、特に読み上げる必要ありませんので、人ごとで結構ですが、簡単にご紹介いただけますでしょうか。
0:08:32	原子燃料工業フジワラでございます。
0:08:35	この資料自体はですね
0:08:38	先日の補正4月6日の前の3月11日のときから、
0:08:43	ですねいくつかコメントいただいたものに対する回答と補正箇所と水平展開箇所という形になっております。
0:08:51	コメントに対してですね、補正箇所とか水平展開箇所はちょっと重複してるようなところもございますが、それぞれですね回答に対しまして、きちっと社内です、水平展開等チェックしまして、反映したものでございます。
0:09:11	ちょっと一つ、回答いたします量が多いので割愛して内容はですね補正のほうでも見ていただいていると思いますので、細かいところは割愛させていただきます。以上です。
0:09:25	はい、原子力規制庁ナガイです。ありがとうございました。すでに第4次補正も出と第4回目の補正も出ておりますので、本日のこの後ですね、面談で事実確認を進めていきたいと思っております。
0:09:40	あとですね、本日事前に御準備いただいている資料で参考資料といいますか、申請書の19ページからですね、第2加工棟の主要これ表をハ-2-1ということで、
0:09:57	申請昭和19ページからあるんですが同じ資料です、今回第4次申請と第5次申請の分割になるということで、どの部分が今回の申請でどの部分が次回以降というか第5次申請になるかと。

0:10:13	いうことをちょっと識別した資料を本日面談では参考資料として事業者の方で準備していただいています。ですからこの後の面談ではですね、この資料も適宜引用しながら、
0:10:29	進めていきたいと思しますので、よろしくお願いします。
0:10:47	規制庁の吉村です。
0:10:50	それではちょっと耐震関係について確認事項ちょっと伝達させていただきます。
0:10:58	一応耐震計算の中身については従来よりチェックしてましたが、
0:11:05	機器について1点はコメントとして2点なんですけど、
0:11:10	耐震計算内容について確認させていただきたいと思います。なおこの内容については後日書面で
0:11:20	考え方なり考えが回答いただければ結構かと思います。
0:11:25	対象、具体的にはですねモニタリングポストのナンバーワン、ナンバーツー
0:11:32	それから放射線から放射線監視盤、
0:11:37	の本体、いいですが、これらは660ページとか662ページに図面が添付されてますが、
0:11:49	今回検定比として示されているアンカーボルト、
0:11:55	の資金資金にですね、
0:11:59	盤本体の取付ボルト等があります。
0:12:03	この取付ボルトについては特に計算結果を示されてないのですがこれは、
0:12:10	アンカーボルトの計算結果に包絡されるということで記載されてないのか。
0:12:17	説明願いたいのとそれともし取付ボルトを
0:12:22	アンカボルトのほうで計算結果代表しているということがあればですね。
0:12:29	取付ボルト等を
0:12:32	評価なり記載しなかった理由を理由について、考え方について、
0:12:38	アンカボルト代表できることについてその考え方を示していただきたいと思えます。
0:12:45	これは
0:12:48	今、次の申請も含めてなんですけど、機器が多くなりますと、
0:12:53	ボルトを代表するケースというのが出てきますので、
0:12:57	その評価数ボルト大小する場合にはその考え方を
0:13:02	示してそれで必要な部分を記載しつつすることにしていただきたいと思えます。
0:13:11	これについて、この放射線管理施設とモニタリングポストの計算結果についてもう1点ですね。
0:13:20	ちょっと追加になりますが、確認させていただきたい点があります。

0:13:25	これは同じく今の計算結果を見た。
0:13:30	計算結果というのは 1278 ページに載ってますが、
0:13:35	ちょっとちょっと気になる点は
0:13:40	これらの機器の構造から見てですね。
0:13:44	固有振動数がかかなり他の機器に比べて高くなってるというのがちょっと気になります。
0:13:51	特に気になるのは制御盤なんですけど、制御盤、制御監視盤ですね放射線監視盤については、
0:13:59	構造的にメール等をこれだけ大きくなるというのはちょっと
0:14:04	疑問な点がありますので、どういった算定モデル。
0:14:07	を使ったのか、それからどういった評価条件で固有振動数を
0:14:12	算出したのか説明いただきたいと思います。
0:14:17	以上の点は後日書面で示していただければ、説明していただければ結構かと思えます。
0:14:25	これが来に関する耐震計算に関する
0:14:30	コメントです。それと、次に続けさせて、
0:14:35	いただきますが、同じ可能。
0:14:39	計算結果の確認の過程で一応図面の全体的に確認してますが、
0:14:46	その中でちょっと記載な記載の仕方が不明瞭な部分が 2 点ほどありましたのでお伝えいたします。
0:14:53	1 点目はですね、これは
0:14:58	図二の 14-1 の(2)のページで言うと 518 ページにペレット編成挿入機No.2-1。
0:15:06	ペレット保管箱搬送部ストッパ位置。
0:15:11	というのがあります。ありますがこれ取付ボルトがですね、二つこれストッパ
0:15:19	あるんですが、一方に
0:15:23	のみ記載されてますので他のストッパも同様なのかそれとも別の取り付け方法をされているのか、ちょっとちょっと不明なのでこれはわかりやすいように記載をお願いします。
0:15:36	それからもう 1 点ですが、
0:15:38	図二の 14-2 の
0:15:41	これ 520 ページになります。
0:15:45	ペレット編成挿入機No.2-1 というのペレット編成。
0:15:50	挿入部っていうのがありますがその中に局所排気する。
0:15:54	接続部、これは次回の第5次申請

0:15:59	の審査範囲という記載がありますが、図面上ですね取り合い店どっからが次の申請なのか、取り合い点がわかりませんので取り合い点がわかるように記載を見直していただきたいと思います。
0:16:17	これが図面に関するコメントです。
0:16:21	以上です。
0:16:25	原子燃料工業熊取でございます。ご指摘の点につきまして承知いたしました。
0:16:42	原燃工のオノでございます。
0:16:45	ただいまのご質問最後で書面で回答させていただきますとですもん。
0:16:52	はい規制庁タナベです。ありがとうございます。続きましたらオザワさんから回答のコメントをお願いいたします。
0:17:02	はい、規制庁オザワです。
0:17:05	それでは何点か確認させていただきたいと思います。まず初めですけれども、外部衝撃に関するところでモニタリングポストの損傷に関してです。
0:17:25	外部からの衝撃による損傷の防止に関して、屋外に設置する設備機器、モニタリングポストに対してですけれどもが損傷しても安全機能を有する施設の安全性を損なわないということに関して、事業許可申請書を引用しているという説明箇所に、
0:17:45	続いてですね、御設工認に
0:17:48	例の引用箇所ですね、各
0:17:53	事象ですね竜巻、火山の火山活動を森林火災、近隣工場等の火災爆発交通事故等についてですね、事業者として示している箇所というのがここですというのを示していただけますでしょうか。これ
0:18:13	書面で回答いただければ結構です。
0:18:18	原子燃料工業のカナメでございます。ご指摘の件、後日書面にて回答いたします。
0:18:27	規制庁オザワです。よろしく申し上げます。
0:18:31	続きまして、2点目です。これも外部からの衝撃による損傷の防止に関して、交通事項Ⅷ自動車に関するものなんですけれども、こちらの施設名でですね。
0:18:49	申請書上ですね、F3竜巻の設計で対応できる対応できるというふうなんです、第2加工棟の仕様表の注釈(8)に記載されておりますけれども、F3竜巻の評価結果を見ますと、
0:19:07	当飛来物で損傷する結果になっている。
0:19:14	ものもありますので、部位もありますのでそちらの対応に関して、その考え方について説明をお願いします。こちらの書面にで回答していただければ結構ですけれども、

0:19:30	申請書上で記載が足りてるのが足りてないのかっていうところをきちんと明確に記載するようにしてください。その上で、どういう考え方なんだっていうことを説明してください。書面で結構です。これが2点目です。
0:19:49	こういうフジワラでございます。原子燃料工業フジワラでございます。承知いたしました。
0:19:59	規制庁オザワです。よろしくお願いします。
0:20:04	続きまして、
0:20:07	次の確認も外部からの衝撃による損傷の防止に関してでございます。ええと竜巻に関してです。
0:20:21	特に書類の4に関する設置する審議室への確認なんですけれども、建物構築物の
0:20:31	眼鏡に風及び鉄筋等の局部評価を行った結果について、附属書類4に結果が記載されていると思います。
0:20:49	申請書のページで言えばF1に対するものが1284
0:20:54	F3に対するものがそのあとですね、1287に記載されていると思いますけれども、これらの結果というのは、
0:21:08	芳名という評価についてなんですけれども、体面積当たりの短期許容荷重がF1竜巻多条を上回る設計であることについて評価した結果の検定比の結果が記載されているというふうに理解してございますけれども、申請書上の記載です。
0:21:27	そういう解釈でいいのかということをお説明してください。これらの書面で結構ですけれども、申請書上に書かれている記載で説明をしてくださいって書いてないんであれば、起振申請書の記載ではなくてプラスアルファの説明で、
0:21:45	説明しますという、
0:21:48	ことで回答いただければ結構です。本件も書面で回答いただければ結構です。
0:21:56	。
0:21:57	あの原燃エワラタニでございます。承知いたしましたのよく調べてですねまとめて書類を後程ご報告させたいと思います。
0:22:10	規制庁オザワです。よろしくお願いします。
0:22:15	続いて、
0:22:19	の確認なんですけれども、次は監査は
0:22:24	火災に関する確認です。

0:22:28	火災区域の貫通部の説明、仕様表であったり技術基準、御説明への適合状況の説明であったり、なんですけれども、そこの中の説明で火災区域間の延焼を防止するため、
0:22:46	貫通部の処理についてという説明がされているんですけれども、ええと貫通部の処理については、火災区域間だけでなく、火災区域等、火災区域外の区域との貫通部も、図面からはあるような
0:23:03	あるというふうに認識してございまして、それらについても、
0:23:10	その貫通部の処理をするというふうに我々理解してございますけれども、そのような解釈でいいのかということとですね、それがきちんと申請書上で読み取れるということとですね、どこで読めばいいのかっていうのを
0:23:25	しっかりとしてください。こちら外へどうどこに記載されているというところを書面で設定回答いただければ結構です。よろしくお願いします。
0:23:44	原子燃料工業の井上でございます。
0:23:47	今の件、まず処理をするかという件につきましては表いたしますよと記載についてはまた後日書面の方で回答するようにいたします。よろしくお願いします。ふうん。
0:24:02	規制庁オザワです。よろしくお願いしますと回答の方よろしくお願いします。
0:24:08	続いてですけれども、
0:24:14	こちらがこちらです外からの衝撃の損傷の防止に関する極低温凍結に関する記載に関しての質問です。
0:24:28	確認ですんで消火栓は、
0:24:32	配管に関してなんですけれども、本申請で適合性を適合性確認する範囲のように、仕様表の本編のほうですね評価の2-1のほうで読み取ったんですけれども、
0:24:48	別表のほうは-2-1-10ですか次回以降の新適合性というところ。
0:24:54	も見るとそちらで確認するというふうに整理されていてちょっとわかりづかったんですけれども、本日この資料で提示いただいている色分けした仕様表ですね、先送りするのか先送りしないのかっていうところの
0:25:11	当資料見れば、理解できましたのでそちらのほうはもう今回のですね、提示いただける資料で都会確認できるということで、
0:25:23	理解
0:25:24	はしました。あともう1点なんですけれども、1052ページ、技術基準説明的な状況への説明の中でですね、屋外消火栓配管のうち、地上ロスするのに
0:25:41	当断熱材を設置する説明ということであるんですけれども、
0:25:48	これ次回以降の申請するという整理ではないのかという。

0:25:54	音海についてですね、書面で回答いただけそういう理解でいいかどうかというところですね、市申請書の記載。
0:26:05	うんに従ってですね、書面で回答いただければようお願いします。
0:26:11	原子燃料工業の井上でございます。次回以降の申請でございます。書面で回答するようにいたします。よろしく申し上げます。
0:26:24	規制庁オザワです。どうぞよろしく申し上げます。
0:26:27	とりあえず私のほうで確認した事項は、
0:26:33	以上になります。
0:26:37	原子力規制庁ナガイです。
0:26:39	引き続きまして、第2加工棟なんですけれども、ここからは、今回第2加工棟は4次と5次に分割されるということですね、全般と、
0:26:56	の確認ということで、本日の資料ですと、
0:27:02	第2加工棟の仕様表に今回や次回以降申請するもの予定のものに色をつけた参考資料をつけていただいていますのでこちらのほうを確認しながら、少しちょっと事実確認を進めたいと。
0:27:19	思います。
0:27:20	まず一つ目なんですけれども、
0:27:24	ですね、この第2加工棟の仕様表の記載の考え方なんです、このですね、
0:27:37	この第2加工棟に設置する附属の設備機器としてこの機器名称がですね、仕様表の19ページの
0:27:48	本体のその右側に附属設備で衛生管理番号8007番からずっと非常用設備であるとか緊急設備、消火設備がずっと記載がありますが、これに記載があるものと、
0:28:06	それからこの仕様表に記載のない
0:28:11	設計取り合いとなる
0:28:15	するものがですね、この20ページ以降のする国庫別の安全機能の
0:28:21	有する施設としての設計仕様の中に2種類含まれているんですけれども、ですね、
0:28:33	その考え方といいますかね、別途仕様表作る予定があるのかないのかを含めて、そのところをちょっと簡単に説明していただけますでしょうか。
0:28:49	はい。
0:28:52	原子燃料工業の井上でございます。
0:28:55	第2加工棟の手法の
0:29:00	機器名称のところになってる設備と載せてない設備でございますけれども、

0:29:05	載せている設備は、第2加工棟の建物に附属する設備ということで載せております。
0:29:12	で載せ個々の機器名称に乗せたいものは
0:29:17	別途、別途別の仕様表作るとか、作ることで考えておりました、
0:29:25	建物には附属しない設備、あと等、
0:29:28	別の建物を
0:29:31	に設置する設備、あとその設備だけで単独で設置する設備が非常用発電設備とかですけれどもというものにつきましては、この附属する建物機器名称とならには載せずに、
0:29:47	別の
0:29:49	ものとして、いうことで載せております。以上でございます。はい、原子力規制庁段階ですのでそうするとですね、これまでも何回もお伝えしてきたんですけども、もう一度よく確認をしていただきたい点二つですね。
0:30:07	もうお伝えしますんで、特に今回申請対象としている第2加工棟のとそれから附属の設備機器eー安全機能法のうちですね、特に今回の申請対象としての部分には構造強度、
0:30:27	に係る安全機能ですね、地盤地震、それから、地盤とか耐震それからTHAI竜巻とか火災言いよる損傷防止の安全機能等ですね。
0:30:42	がまず漏れなく申請されているかっていうのはもう一度確認をするようにしてください。それから、あわせて今回対象としている。第2加工棟、
0:30:55	それからその附属の設備機器、安全機能のうちですね、機能性能に係る部分でこの部分については、その一部を次回以降、申請をするものについてはですね。
0:31:12	必ず分割した範囲を明確にしてください。一部分だけの設備が出ているようなその発信器と地震きのようなもの、例えば発信機だけはついているとかですね、そういうものがある場合には、機能性能は全部の設備が出る。
0:31:31	次回以降の申請として、申請されるようになっていくかということを確認をするようにしてください。そうしないと、その機能性能に係る各人が全体を通して系統として、
0:31:49	各人がなかなかできない状況になりますので、位置・構造設備についてはいろいろ工事の関係で整理こうしていろいろ工事が進むかもしれませんが、機能性能については、その関連する設備が全部整った段階で、
0:32:06	申請をするようにしてください。
0:32:09	そうになっているということを確認した上で、もしそうでないんであれば、そういう、そういう部分については時も含めてですね、後日書面で回答をするようにしてください。

0:32:27	原子燃料工業のイノウエでございます。よく格好にして後日書面で回答するようにいたします。以上です。
0:32:35	はい、原子力規制庁ナガイです。同じく項の第2加工棟の市営主要なんですけれども、ここからは具体的にちょっといくつか確認をしたい点がありますんで、19ページの表は2-1の
0:32:51	第2加工棟の仕様ですね、設備機器名称の欄なんですけれども、第2加工棟及び附属施設の設備機器と設計取り合いとなる。
0:33:06	設備機器を
0:33:10	あ、すみません、これは具体的に設備機器を記載しているものと記載していないものがあるということで先ほども確認しましたけど、例えばその緊急設備の防火ダンパーであるとか、非常にこれ8000今の8045番です。
0:33:27	それから発生一番の非常用電源設備のナンバー1に消火8008番の通信連絡設備であるとか障害に連絡設備などですねこちらのほうは別途申請
0:33:43	となるということでもいいのかという確認になりますんでそういうことを予定であればその旨の回答をお願いします。それから、28ページまで飛ぶんですけれども、その火災防止による損傷防止で、
0:34:01	前回までの面談とかですね審査会合でもお伝えしましたが、今回申請対象とした発信器、
0:34:10	についてですね、申請が含まれているんですが、これの設備機器の位置付けといいますかね。管理番号は特に取られていないようなんですが、どのように整理したのかということを説明をするようにしてください。
0:34:27	これも後日書面で回答をしてください。
0:34:37	原子燃料工業の井上でございます。
0:34:39	今の1点目については後日書面で回答してます。2点目の発信機についてでございますけれども、発信元につきましては、消防法上
0:34:52	自動火災報知設備の中の一つの
0:34:56	機器。
0:34:57	というふうに規定されておりますので、
0:35:00	ここでも自動火災報知説明をうちの感知器の中の一つということで、熱感知器煙感知器と並列の発信機ということで記載させていただいております。
0:35:13	発信機は、熱感知とか煙感知器と同様に、その信号は、
0:35:19	自動火災報知設備の受信機が受信するという形でございます。
0:35:24	これも後日書面で回答するようにいたします。以上でございます。
0:35:30	はい、原子力規制庁の永井です。

0:35:34	後日回答を書面で回答をお願いします。それから、引き続きまして、火災の関連なんですけど、第2加工棟の火災区域の設定といいますか設計についての事実確認になります。
0:35:51	で、これは直接仕様表というよりは、仕様表から呼び出されている各種図面です。申請書で言いますと163ページの図は、
0:36:04	2-1-1-37。
0:36:07	これちょっと番号長い、第2加工棟の工事概要図で、火災による損傷の防止の1回いい部分の平面図のがありますんで、今回の補正で、
0:36:23	1階の階段わきの壁ですね、これうち壁のナンバー1-50というところなんですけど、これをかさ区画からの壁からですね、火災区画外の壁に
0:36:38	設計変更をしておりますんで、ここは第1種管理区域境界となる壁でございますので、火災の発生を想定しても、その閉じ込めの機能を維持できるように、
0:36:53	その火災区画として設計するようにしてください。二階から4階の階段わけは昨日壁についても同様に確認してください。
0:37:07	この確認の過程ですね。
0:37:10	ここの階段の構造が二重らせんになっておりまして、交互に第1種管理区域とそうでない区域が含まれているというような構造の場合にはですね。
0:37:25	間の有価というか、天井この辺濃度設計もどのようにしているのかっていうのが現状明確になっておりませんので、図面が煩雑になる。
0:37:41	とかというのはわかるんですけど、平面図に納めきれない場合には側面立面図という仮想工面図を添付したり詳細図を別途起こすなりしてですね、どこの範囲の
0:37:58	火災区域なり、その区画の境界になってるかということは明確にするようにしてください。
0:38:07	ここは再確認して後日書面で回答をしてください。
0:38:17	あの原燃エワラタニでございます。承知いたしました後日書面にまとめて御回答させていただきたいと思います。
0:38:24	はい。それからですね、原子力規制庁ナガイです。
0:38:29	同じく、この第2加工棟の火災区域の設計なんですけど、今の部分のですね322ページの図は、
0:38:44	2-1-5-8のですね、第2加工棟の火災区域及び火災区画という図面とそれから991ページ2.2表1-3-1ということで、第2加工棟の各部位が有する安全機能の
0:39:02	表で、こういうその他関連する表図表とかですね説明はあるんですけど、ここの各部位に求められる安全機能を示したずっと下表の間にですね、我々、私のほうで確認した範囲では不整合が生じています。

0:39:21	こういう今何回か補正をしている状況でまだこういう状況が続いていますので、すべての部位に求められる。安全機能ですね。
0:39:36	について、不整合がないか、再確認して確認結果を説明するようにしてください。
0:39:45	特に今回もそうですけれども、設計変更する場合は、例えば図面に変更する場合にはですね、必ずそれに関連する添付の説明書だとかあとは、その部位の
0:40:03	一覧であるとか、もう何ヶ所かですね変更しなきゃいけない箇所って出てくると思いますので、特にそういう箇所については、注意して
0:40:17	再確認をして、その確認結果確認範囲確認方法を後日書面で回答してください。
0:40:31	原燃エワラタニでございます。確認した上ですね後日結果を書面で御報告させていただきますいております。あとそれとですね、一つ設計変更しているわけではございませんで、まずその表現を変えたわけだけですね設計変更してないと。
0:40:49	そういうところをまとめてご報告させていただきたいと思います。以上です。
0:40:53	はい、原子力規制庁ナガイです。今の点は、ちょうど階段の脇の壁の話だと思うんですけども、まず認可を受けようとするのは何かというところで、
0:41:10	設計の仕様であるとか位置とか構造、それから強度、それから求められる安全機能は申請書の本文の仕様表であるとか図面のところに、まず記載した上で、
0:41:24	添付の説明書で安全機能について説明をするようにしてください。ですから、その部分の、今回指摘した部分の壁がですね、火災区域なり火災区画であるのであれば、
0:41:39	きちんとその状況は本文中でわかるように記載した上で、添付2設備でその適合性を説明するということですので、添付に書いてあるから本文には複雑になるからかけませんとかそういうことではありませんので、
0:41:58	そこら辺はよく理解してですね、何を認可を受けなきゃいけない請負うとして申請しているのかというのをまず考えた上で申請をするようにしてくださいで本店に本件については、
0:42:13	これまでも同じような指摘を何度もしてますので、私のほうでの見方といいますかね皆さんに社内です、ぜひ確認をしていただきたい観点をこれからお伝えしますので、
0:42:29	その観点も含めて回答をするようにしてください。
0:42:34	で、えっとですねまず最初に、これは幾つかの段階を追って確認の視点をお伝えします。

0:42:45	で、まず最初に基本となるその各階の平面図であるとか、立面図、建物の状況がどうなってるかっていうのはどこを見ればわかるんでしょうかということです。わかるようにしてくださいということです。
0:43:02	1 点目、それがまず大前提にあります。
0:43:09	ちょっと次に行く、行く前にですね、ここはなぜこういうことを言ってるかっていうと先日も内壁と外壁でバルコニーがありますとかですね、それからそこに扉がついてるんですが、今回もいろんな図面見ると、扉が本来なら見えないはずの扉が、
0:43:26	何かあたかも外側についてるような図面があったり、そういうものもありますので、それは安全機能上その書いているのであればそういうものもわかるように位置がですね、わかるような記載になってるかっていうのも含めて、
0:43:42	よくわかるようにしてください。そういう意味で、特に名どこの安全機能が云々という前にまず概観から見たとき、こういう状況になってますというような
0:43:56	図面があるとわかりやすいというか、そこから入るとここは見えない壁が安全機能状は書いてあるんですよというような説明もわかりますので、そうそういう点も含めて確認してください。
0:44:14	それがまず最初に 05 番目といいますかね、大前提としてお伝えしますんで、その上でですね、まず今先ほどお伝えしたように、
0:44:28	したんですが、ですね、今回の申請書の皆さんの構成を見ますと、93 ページから図は 1-1 ということで、第 2 加工棟の V-1 図がついてます。
0:44:44	これはかなり細かく運用番号振ってますね、とってますので、まずここで安全機能を有する外壁であるとかやね、うち壁とか床、天井扉が漏れなく、
0:44:59	まず抽出されていることかどうかっていうことですね、そこを確認してください。もし安全機能を有する部位で抽出されていなければ、これは審査書の中でも記載がそこから先に展開されなくなるので、
0:45:17	申請漏れの状態になっているということにも繋がりますのでよく注意してください。その上で、その各部位がですね、56 ページから別表反応を 2-1-11 ということで、
0:45:32	第 2 加工棟の各部位の仕様が書いてますこれは材料であるとか寸法ですね、予備寸法が書いてますが、ここは今の
0:45:44	V1 図で抽出した各部の寸法が必ず記載されているかと対応する形でですね、これが認可を受けようとする。位置であるとか材料であるとか、強度の
0:45:59	ベースになるものになりますので、ここはまず、どんどん良い悪いは別にして、正しく認可を受けようとする材料なりが寸法が記載されているということ

0:46:14	まず確認してください。その上で 974 ページからの典に表 1-3-1 で第 2 加工棟の各部位が有する安全機能ということで、今ワラタニさんから御説明ありましたけど、
0:46:35	各部位の位置図で抽出した部位がですね。有する安全機能が今度は漏れなく抽出されているかということを確認してください。さらにですね、この
0:46:52	表二 974 ページからの表の各部位の位置であるとか材料とか寸法は、ちょっと先ほどの各部位の使用不申請書本文中に記載のものと一致していると。
0:47:07	いうことを確認してください。
0:47:11	で、同じくその 974 ページからの表で、各部位が有する安全機能の評定ですね、各部位に期待される安全機能については 1017 ページの
0:47:26	凡例が示した社内のルールですけれども、これに基づき漏れなく記載されていることを確認してください。工事がある場合は黒丸であったり、二重丸があったり 70 丸、これ、
0:47:43	いろいろ求められる安全機能によって定義を決めてますので私のほうでもこれまでも何度か見てますけれども、すべてを漏れなくというのは、室内のところまでいきませんので、こう代表的な箇所を幾つか見てると現状、
0:48:01	そういう不整合が見つかっているという状況にもありますので、社内の方でよく見てくださいということです。
0:48:09	それから、引き続き、次にですね三つ目の、その観点として、
0:48:16	1000 飛んで 16 ページ。
0:48:20	2、これ点に表 1-3-1 の先ほどから説明して第 2 加工棟の各部位が有する安全機能の 43 分の 43 ページ、最後のページにですね。
0:48:35	技術基準の条文ごとに
0:48:40	各部位に求められる安全機能のズーツですね、図面、これは最下段に記載した安全機能説明した図面がですね、
0:48:54	リンクといいますか、図面がの番号が記載されて、
0:48:59	いますんで、その図面にはですね、各部位に求められる安全機能がきちんと層位なく展開されているということを確認してください。
0:49:15	特にここは申請書の中の図面が非常に複雑な番号がですね、いろいろ交錯しながら、追加していたもんですから、あっちこっち見ないとわかんない状況になってるときに、
0:49:30	ここの番号ですね、この安全機能の最後のページに関連する図面番号は漏れなくまずは記載していただいてそこを見れば、その類のですね安全機能に展開されるという。
0:49:47	ことがわかるようにしてください。

0:49:52	<p>です、今回の皆さんの申請書の構成を見ますと、各部位の材料とそれから呼びすとそれから安全機能図に記載した部位とかその材料とか進ん等が一致していないものもあります。これは、</p>
0:50:11	<p>安全機能図のほうには評価に用いた、その部位であるとか材料寸法を記載している場合がありますので、その場合はですね、評価用の図面であるということ、それから、</p>
0:50:27	<p>であって、その認可を受けようとする各部の材料とか寸法とは実際の寸法とは異なるということがわかるようにしてください。概ねそのような記載になっているのは確認しておりますけれども、</p>
0:50:42	<p>誤解のないようにしてください。</p>
0:50:47	<p>の確認の観点の最後になるんですが、この評価用の図面については、令和2年の9月30日付でですね、試験研究用原子炉施設とか核燃料施設に係る</p>
0:51:03	<p>設計及び工事の計画の認可並びに使用前検査の進め方についてということで、原子力規制委員会の9月30日付の資料3ということですね。</p>
0:51:19	<p>出ている文章があるんですがそれを踏まえてですね、技術基準に適合</p>
0:51:27	<p>した設計であるということを説明した基本方針書があるんですけど、あの評価で使う。</p>
0:51:35	<p>使用している図面についてはこちらのほうに、</p>
0:51:39	<p>の記載とですね調和するようにしていただいて、いわゆる評価用の図面というのは、認可を受けようとする位置であるという構造と材料とは実際に違う。</p>
0:51:54	<p>その評価用の図面が保守的な形で添付されているケースがほとんどですけども、そういうものについては、基本方針書との調和をも図りながらですね。</p>
0:52:10	<p>重複しないように留意してわかりやすく簡潔が申請書に努めていただければと思います。</p>
0:52:23	<p>ちょっと詳しく細かくなってしまったんですが、</p>
0:52:27	<p>まずそれで最後にですね、添付の説明書ではですね、いわゆる基本方針書も含めてなんですが、各部位に求められる荷重ですね、耐震であるとか、</p>
0:52:44	<p>火災荷重もそうだし竜巻もそうですし、各種荷重に対して、その部位の材料なり、その火災の耐火時間、</p>
0:52:55	<p>がですね、設計上の荷重を上回るということで、設計になっているということが基地説明されているかということで、そういう観点でもう一度全体を通して、</p>
0:53:12	<p>確認をするようにしてください。</p>
0:53:16	<p>こちら辺はですね認可の審査をする上でも判定基準になる部分ですので、文言の説明の仕方が若干わかりづらいとかということよりももう数字で数字で評価した結果、</p>

0:53:34	一設計確認値というか最小値がこれだけで実際にはこれだけの強度があるんですけどっていうのがわかればですね、あとはまずはそこが明確になっているかという観点で、
0:53:49	もう一度全体見てですね見るようにしてください。
0:53:55	ちょっと長くなったんですけども、今の観点については、具体的に社内で確認して、その確認した範囲であると確認した図面それから確認した。
0:54:10	結果、
0:54:12	そうですね。については後日書面でとか、
0:54:17	回答するようにしてください。
0:54:22	ちょっと長くなりましたけど、事業者の方での確認をお願いします。
0:54:29	この原子燃料工業ワラタニでございます、括弧事象ですね今ご指摘いただいたように、再度の必要なスペックと確認しまして、確認の結果をためにご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。
0:54:45	原子力規制庁の永井です。そうしましたら、あと、この次はですね、工事の計画になるんですけども、345 ページ。
0:55:01	ですんでこれは工事中の加工施設の継続使用の理由のどこなんですけど、第 2 加工棟の附属設備として、通信連絡設備、それから火災感知設備消火設備、
0:55:16	それから、緊急設備ですね、これの継続使用についての説明があるんですけど、その中で設計基準事故が発生した場合を想定して説明しているんですけども、これらの設備は設計基準事項以外の
0:55:35	事象発生時にもその使用するものですから、工事中もその機能を維持するということですね、必要がありますので、その理由についてですね、
0:55:51	設計基準事故を発生時以外にも機能。
0:55:57	が求められるということで誤解のないような形で修正をするようにしてください。
0:56:05	この点については後日書面で回答してください。
0:56:12	原子燃料工業のオカダです。今の件につきましてこの記載の、その文章の構成なんですけれども、誤解があったようなんですけど、まずいかもしれないんですけども第一段落でまず導入後としてですね継続使用する加工施設、
0:56:32	特長示して政令第 2 段落の方で当該施設の継続使用の利用を説明するという構成にしており、そう、それでここですねその第 1 加工棟の附属設備です通信連絡設備等の警報装置ですとか、
0:56:51	非常用照明、誘導灯等の緊急設備を設置する目的はですね、事業許可申請書のページ 500A5-250 とか、この 201 に記載する通り、また技術基準の第 25 条の通信連絡設備と

0:57:10	第十三条の安全避難通路等に定めてます通り設計基準事故の発生時に速やかに対処するためということが書かれております。そのため、ここにもですね第一段落では
0:57:25	設計基準事故が発生した場合にという表現を用いることで、当該施設の特徴端的に示しているということを書いておりました。で、第2段落では、継続使用の理由の説明として、安全機能の維持しながら加工施設の維持管理に不可欠な活動。
0:57:45	継続するために、当該施設を使用するとしておりました、設計基準事故の発生の有無にかかわらず、通常時の加工施設の維持管理のために使用することを示しております。この記載はそういう構成にしておりました。以上です。
0:58:04	原子力規制庁の永井です。今ご説明のあった。最後のところの結論ですね、特にその設計基準事項について説明があるというようなところをは説明なので、右上読み飛ばしつつ失礼ですが、
0:58:24	最後のところは工事の計画として工事中も継続使用するというか、機能維持しなければいけないということで最後に説明のあった通り、設計基準事故の発生の有無にかかわらず、
0:58:40	通常時の加工施設の維持管理のために使用する必要があるということを明確にしてくださいということです、その旨が明確になるような形で、
0:58:55	ええ、記載のほうですね、修正していただければと思います。
0:59:04	原子燃料工業のオカダです。ええ。ええと承知いたしましたの書面の方で回答させていただきます。
0:59:14	原子力規制庁の永井です。ですね、今全般をお話したところは、まずは書面で回答いただくんですけども、その結果ですね。
0:59:29	申請書の修正が必要な箇所等ありましたら、適宜ですね補正申請にさせていただくということで、合わせて対応するようにしてください。
0:59:43	それから次に行きますけれども、ここからまたちょっと個別の確認になるんですが、101ページですね、図は1-9で地下貯槽ピット
0:59:56	がですね、の図があるんですけど、ここに部位が幾つか示されていてASPの2という部分があるんですが、ここがですねちょっと立体的に見えてこないというか求められる。
1:00:12	安全機能であるとか、構造強度が
1:00:17	ちょっと掴めない状況にありますので、そのどういうふうにそのところの位置・構造強度とやるとか求められる安全機能示しているのかというところは明確になるように説明をしてください。
1:00:32	ここも後日書面で回答していただいた上で、補正が必要な場合は補正のほうに反映するようにしてください。

1:00:45	原子燃料工業のオギヤでございます。承知いたしました。はい後日書面で回答のほういたします。
1:00:52	はい。はい、原子力規制庁ナガイです。
1:00:56	それから、続きまして、101 ページの図は、
1:01:01	2-1 ですね。
1:01:03	これは確認なんですけど、第 2 加工棟の 1 階の位置であるとか構造図の今回変更になっているようなんですが、そのどこが変更になったのかっていうのが今、
1:01:22	補正の前後で確認をしていたんですけども、よくわからない状況でしたので、
1:01:29	こういう、ここはちょっと後日書面で回答していただいた来たいと思いますので、特にこれは、
1:01:41	変更箇所についてはですね、わかるような説明をするようにしてください。
1:01:48	それともう一つ、はいどうぞ。
1:01:55	そ原子燃料工業オギヤでございます。ただいまのご質問の件なんですけども、
1:02:01	承知いたしました後日書面で回答をいたします。以上です。
1:02:07	はい、原子力規制庁の永井です。それからまたこれも確認なんですけど、137 ページの図は 2-1-1-11、第 2 加工棟の工事概要図のこれいくつかEの部分ですが、外部からの衝撃Bとして竜巻による損傷防止で 1 階平面図の中の扉の改造ですね。
1:02:36	10、
1:02:39	1-11 という問いだからこれ風圧って書いてあるんですけど、それから南側の防護平均肥大って書いてありますから、北側の防護平均も避雷という言葉、それから扉位置の位置の袖壁と。
1:02:56	というような改造図がついているんですけども、これはちょうど先ほど最初安全機能の一覧の中で、関連する図面番号
1:03:10	の引用が明確にあるかどうかという確認も含めてですね、その部位に求められる安全機能として、これ、それこれだけといいますかね今申し上げた通り、
1:03:25	竜巻間いたり竜巻の外部衝撃。
1:03:30	の損傷防止の設計を主目的にしているんですけど、それ以外の
1:03:39	求められる安全機能があるのかないのかということも含めて、その各機能税の記載の考え方を説明をするようにしてください。これは 1 例ですので、基本的には最初にお伝え最初にといいますかね。

1:03:56	三つ四つ前にお伝えした整合性の確認の中に、中でこういう観点も含めて、
1:04:07	どう確認をするようにしてください。
1:04:10	確認の結果は先ほどの図面であるとか、安全機能一覧の、その回答の中に含めて、該当するようにしてください。
1:04:32	原燃工熊取でございます。承知いたしました。
1:04:36	はい、原子力規制庁ナガイです。それから同じく確認なんですが145 ページに図は2-1-1-19で第2加工棟の工事概要図が添付されてますけれども、これも
1:04:52	どこの設計を変更したのかちょっと確信が取れなかったんで、今ついてるのが正しいんだと思うんですけども、どこを変更しているのかっていうのは後日書面で回答してください。その
1:05:10	も踏まえて、その変更内容も審査の方でさせていただきますので、回答のほうをお願いします。
1:05:21	原子燃料工業のオギヤでございます。承知いたしました。書面で回答いたします。
1:05:33	はい、原子力規制庁ナガイです。それからもう一つ、今度はですねちょっと放射線管理施設になるんですが第2加工棟の放射線管理施設について、放射線業務従事者等の汚染検査であるとか、除染を
1:05:51	行うための検査エリア、それからシャワー室の設置に係る説明が申請書のどこどこで
1:06:01	申請されているし、説明されて示されているのかというのはちょっと確認をできない状況でしたので、再確認をして不足があれば説明をするようにしてください。
1:06:16	これも後日書面で対応について回答をお願いします。
1:06:22	はい。
1:06:23	原子燃料工業のカナメでございます。ただいまご指摘ありました。汚染検査、それから除染に関わるものですね、こちらの放射線管理施設につきましては、設備機器の仕様として、次回以降、
1:06:40	なお申請という整理してございます。そのことを4次の申請書に示している部分等につきまして、後日書面にまとめて回答させていただきたいと思います。
1:06:53	以上です。
1:06:56	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:07:01	その点はあれですかね、5次や次回更新性っていうのは、明記されているんでしょうか。

1:07:10	その点も含めて確認をするようにしてください。先ほどの資料で色をつけたのT HAI2 加工棟を代表例でつけてますけれども考え方は先ほど、この第2加工棟の例に倣ってですね。
1:07:26	第2加工棟の例に倣って今回申請のある第5廃棄物貯蔵等であるとか、放射線管理施設関係のモニタリングポスト、それから設備機器として出ている。
1:07:43	加工施設の設備機器ですね、ここら辺のは全部考え方同じですので、この分割申請する場合の対応がですね、明確になっているかっていうのは全体にわたって確認をするようにしてください。
1:08:05	原子燃料工業のカナメでございます。ただいまの件につきましては許可との整合のところの説明資料、5次申請ということを示しておりますのでそういったところをまとめて回答したいと思います。以上です。
1:08:29	うーん。
1:08:30	規制庁オザワですけども、今の点でちょっと確認してもよろしいでしょうか。
1:08:38	原子燃料工業の加納でございます。はい。
1:08:42	はいえっと設備機器の成立性と設備機器としての整備として、5次設工認で、許可のところのいっぱい状況という表ですね。位置別表1のほうで5次設工認にしているというところは、
1:09:00	と理解しているんですけども、ここの部分の記載を見ると、
1:09:07	検査をするだとか除染をするだとかのエリアとしてその室を設け放射線管理施設としての遮へいを設けるというような記載になっていて、これっていうのは、第2加工棟の中の放射線管理施設として、
1:09:24	申請する内容なんじゃないんですかという質問も含めての質問です。
1:09:31	こちらがあんだから第2加工棟の仕様表において、今回申請するものを次回送り先送りするものと両方どちらの表においても記載がなかったので、質問して、
1:09:46	すみません。そのことも含めてですね、どういう整理なのかというところは回答いただけますようお願いします。
1:09:56	はい。
1:09:59	原子燃料工業のカナメでございます。ご指摘の点、理解いたしました承知いたしました。はい。後日書面にて回答いたします。
1:10:12	うん。
1:10:14	よろしく申し上げます。規制庁オザワですよろしく申し上げます。
1:10:25	規制庁の吉村です。

1:10:29	ちょっと追加の確認で確認事項をちょっとお伝えさせていただきますが、ちょっと3点ほどあったんですが、1点、ちょっと先ほど、
1:10:39	耐震でちょっと
1:10:40	申し上げましたので、ちょっとバラバラになりますが、2点ちょっとお伝えしたいと思います。
1:10:47	1点目なんですけどこれは
1:10:51	その他、その他許可に関する記載で、
1:10:57	ページで言いますと606ページに
1:11:01	第5廃棄物貯蔵棟廃棄物保管区域の仕様表っていうのが、
1:11:07	あると思いますがその一番最後に、
1:11:10	その他許可に関して、
1:11:13	番号で言いますと、99に対応しますが、
1:11:17	これは適合説明書の
1:11:22	ページで言うと1137ページの記載に基づきますと、一つは重心に対する対応と、もう一つはF3竜巻に対する対応を
1:11:36	を求めていますので、
1:11:38	受診に関しては記載されてるんですが、
1:11:41	F3竜巻に対する対応がここで記載されていません。
1:11:48	それに絡んでですね、このF3対応の考え方っていうのが、ページで言いますと1359ページの参考資料なんですけどここに
1:12:01	F3に対する
1:12:05	飛散防止対策っていうのが、
1:12:08	載せられてますが、その中で、
1:12:12	これ空力パラメーターがある色紙に対して
1:12:18	上か下かっていうことでいろんな対策を入れてますが、
1:12:21	空力パラメーターがある敷地上になった場合に、いわゆる床に固定するという対策。
1:12:29	が述べられております。
1:12:32	この床に固定するという対策はベルトでアンカボルトで床に固定するという。
1:12:40	対策に見えますが、そうなりますと、これはハードで対応するというので、
1:12:47	床面に固定軸が
1:12:50	必要になると固定治具が必要になれば、
1:12:53	どういった強度の軸なのかそれから本数が幾つなのかっていうのか、当然それに耐え得る仕様であるということを確認する上で必要なのですが、
1:13:04	こういったものがですね、どこに記載されているのか。

1:13:09	説明をしていただきたいと思います。
1:13:14	これは考え方を含めて、
1:13:21	書面で回答いただければと思いますがちょっとこの記載の有無に関してはちょっともしここで、
1:13:27	考え方でも説明いただければと思いますが、
1:13:33	原子燃料工業のフジワラでございます。まずその他の許可のどこでですね地震に対しましては記載しているというところでございますが実施に対してはですね一定の固縛をするということで、
1:13:51	考えております。竜巻もですねドラム缶の場合はそういったものを引き継いで固縛をすることになるんですが、それが飛ぶ飛ばないというところについてはですね我々ソフト対応ということでですね、その適合性の説明のところにも、保安規定に定めるといった形で記載させていただいております。
1:14:11	油価目の固定につきましてもですね、浮上がりにしで不足してる部分もし浮き上がる場合はその不足してる部分をですね、
1:14:22	必要な荷重を床に固定するというところでソフトとしてですね考えていたところですが、この辺につきましてもですね、書面できちっと回答させていただきたいと思います。以上です。
1:14:39	はい、原子力規制庁ナガイです。今ドラム缶の固縛なんですが、
1:14:47	第5 廃棄物
1:14:50	貯蔵等ですね、
1:14:55	当該部分の設計、
1:14:58	なんですが、のさらなる安全裕度ということで、許可で求められた仕様をに対してになります設計基準というよりは、F3 竜巻は竜巻ですとF3 竜巻に対する
1:15:14	対応ですので、の確認の結果、どういうそのドラム缶に対して処置をとるかというのを許可で約束しているかという点もよくその確認した上で説明をするようにしてください。
1:15:32	当然その結果としてですね、あの固縛をするということであれば、それはそれで保安規定で規定するんですが、許可のほうの約束でそういう固縛をするということをして、
1:15:50	約束になっているのであれば、その仕様表の方にも、まずその旨ですね、記載していただくと、今回のも、その耐震についてはSクラス相当の場合の
1:16:05	記載があるんですけど竜巻について記載がないのはなぜですかという確認になりますので、その辺は許可ももう一度よく見ていただいた上で、どういう
1:16:20	設計といいますかね、対応するかという点については、一言仕様表必要があれば仕様表に書いていただいた上で、その具体的なその維持管理については、保安規定で規定するというので、

1:16:35	構いませんので、仕様表上記載がないので、どうなってますかという確認です。
1:16:42	その辺をですね、書面で回答していただいた上で対応が必要な場合は適切な対応するようにしてください。
1:16:52	原子燃料工業フジワラでございます。承知いたしました。
1:17:03	規制庁の吉村です。
1:17:06	それではちょっともう1点お伝えします。これは
1:17:11	ですねちょっと先ほどちょっと違う件ですが、外部衝撃bで竜巻は竜巻による飛来物への
1:17:21	対応ということでページで言いますと1282ページとか結果については1286ページに、
1:17:29	いろんな部位の飛来物評価が載ってますがその中で、
1:17:35	1282のほうに計算方式評価方針の中に防護策の飛来物評価には、いわゆるし、
1:17:45	衝撃解析コードですね。
1:17:48	を用いて評価すると。
1:17:53	その結果が載ってますんで、
1:17:58	今回使われる解析コードがですね、基本的にはこれ
1:18:04	実績的にはこれはよく輸送物の落下とかなんかで使っている解析コードなので、実績がありますが、
1:18:14	特にこういった飛来物に対する適用実績、それからちょっと重要なのは検証データが非常に
1:18:22	重要でして、
1:18:24	こういう特殊な解析コードを使うときには、
1:18:29	それに対応する検証データがないと計算結果の妥当性は判定できないので、
1:18:36	具体的に今回やった内容に対する検証データという
1:18:42	その物自体はないかもしれませんが、そういったものを
1:18:48	もう間接的でも示していただきたいと思います。それから
1:18:52	解析コードを載せるときは必ず適用したバージョンと解析で用いたバージョンを記載するようにしてください。
1:19:06	それとですね、それと、
1:19:08	もう一つ、ちょっとそういう9日にかけて追加で確認したいっていうのはそういった今先ほど言いましたことを書面で回答いただくのと、もう一つ回答いただきたいのは、

1:19:23	いわゆる静的解析ほかがみんな静的解析でやられてるんですけど、この件これに対してなぜ一緒特殊な衝撃解析コードをですな。
1:19:33	使ったのかという、その使った理由もあわせて教えていただければと思います。
1:19:40	というのはこの解析コードは規制庁でもう
1:19:44	10の安全解析等で使ってる解析コードなんで。
1:19:48	検証データが十分でない適用できないので、
1:19:54	あと計算結果同程度の裕度があるかっていう点もありますので、できれば言うと思う自動50分あれば問題などで誘導も計算結果理由等についてもあわせて説明していただければと思います。ちょっと長くなりました。以上をまとめて後日書面で回答をお願いしたいと思います。
1:20:14	原子燃料工業ワラタニでございます。ただいまご指摘いただきましたバージョンの検討ですね、検証、理論解等々ですね比較検証してございますのでその辺をまとめて後日書面でお送りさせていただきます。よろしくお願いいたします。
1:20:31	よろしくお願いいたします。
1:20:39	はい、原子力規制庁ナガイです。本日予定した事実確認は以上になりますけれども全体を通して何か追加なり確認なりありましたら、そちらでも事業者の方から何かありましたらお願いします。
1:20:59	原子燃料工業熊取事業所でございますが、こちらからは特にございません。
1:21:08	はい。規制庁のほうから何かありましたらオザワさん何か追加の確認ありますでしょうか。
1:21:15	当小澤の方から追加の確認ございません。
1:21:18	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは本日の面談は以上で終了します。お疲れ様でした。